

●香川県告示第9号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

令和2年1月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 西土指道 第6号
- 2 指 定 年 月 日 令和元年12月25日
- 3 指定道路の位置 観音寺市古川町字塚ノ坪136番1の一部、137番1の一部
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 5.01メートル  
延長 52.66メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。